

研究機関、研究者のe-Radへの登録について

研究機関、及び研究者の府省共通研究開発管理システムe-Radへの登録をお願いします。

登録にあたっては、御所属の研究機関(企業、独立行政法人、大学等の法人)がe-Radに登録され、研究者本人の研究者番号(電子証明:ID)を取得しておく必要がございます。登録方法及び研究者番号の取得方法については以下のページをご覧ください。(文科省での登録の標準処理期間は2週間程度。)

テーマ名等の詳細データは後日当協議会より問合せ・登録いたしますので、研究機関登録を済ませ、研究機関コード(10桁)を申請書に記載ください。

(電子証明申請様式)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/download/index.html>

(研究機関、及び研究者の登録方法)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>

なお、e-Radへの研究機関登録手続きに日数を要します。

(e-Radへの研究機関登録に関するヘルプデスク)

電話番号： 0120-066-877

受付時間： 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月 29 日～1月 3 日)を除く

以上

補足:

☆「研究代表者(半角数字 8 桁)」のデータ確認方法☆

下記によりデータを確認ください。

e-Rad システムに、所属研究機関でログイン:

- メニューから 「研究者情報 検索・修正・移動・末梢」を選ぶ
- 「検索条件」に、自分の名前をカナ等で入力して表示する。
- 「研究代表者」と「半角数字 8 桁」が表示される。

※上記データは書類で送付されませんので、ご注意ください。

[ホーム](#) > [研究者向けページ](#) > システム利用に当たっての事前準備

I 研究者向けページ

■ システム利用に当たっての事前準備

このページは、e-Radを利用するするために、研究者の方に行なっていただく事前準備手続きについてお知らせするものです。「[研究機関に所属している研究者](#)」の方については、所属研究機関において手続きがなされます。「[研究機関に所属していない研究者](#)」の方は研究者の登録申請の手続きを行なってください。

研究者の登録について

本システムの対象となる制度・事業に応募しようとする研究者は、あらかじめ研究者の登録を行う必要があります。

研究者の登録は、ログインID、パスワードの発行というシステムを利用するための準備として必要なだけでなく、「研究者番号」による研究者の一意性を確保するために非常に重要なものです。

※この登録手続きはシステムを利用するため必要な手続きです。各制度・事業によって応募できる研究者の範囲が異なりますので、応募資格等については、各制度・事業の公募要領等をご覧ください。

※「研究者番号」とは、研究者に一意に付与される研究者固有の番号です。複数の研究機関に所属する研究者であっても「研究者番号」はひとつになります。なお、文部科学省の科学研究費補助金の研究者番号はそのまま使用することができます。

a) 研究機関に所属している研究者

以下の研究機関、及び<6>各制度・事業で指定された研究機関に所属している研究者が該当します。

- <1>府省内外局、国立試験研究機関、特殊法人及び特別認可法人、独立行政法人
- <2>大学、高等専門学校、大学共同利用機関
- <3>地方公共団体、都道府県立試験研究機関
- <4>公益法人（財団法人、社団法人、その他）
- <5>民間企業
- <6>各制度・事業で指定された研究機関（例：文部科学省科学研究費補助金の機関番号を有している研究機関）

研究者の登録は所属されている研究機関の担当者に行っていただきます。システムを利用する場合は、所属する研究機関の担当者の指示に従ってください。

※該当する研究者が所属する研究機関にあっては、研究機関の登録手続きなどの事前準備が必要になります。詳しくは、[研究機関向けページ「システム利用に当たっての事前準備」](#)をご覧のうえ、事務担当者による必要な手続きを行なってください。

b) 研究機関に所属していない研究者

上記の研究機関に所属していない研究者が該当します。

該当する研究者の方は、以下の区分・内容に従って、御本人による研究者の登録申請の手続きをお願いします。

登録申請の時期について

▶ e-Radへのログイン

▶ システム利用規約等(必読)

▶ システム利用に当たっての事前準備

▶ 各種様式のダウンロード

▶ 操作マニュアル

▶ 推奨動作環境

▶ システムのサービス時間

▶ 本システムで対象となる公募一覧

▶ Q A よくある質問と答え

各制度・事業が公募要領等において示す時期までに登録してください。

登録申請の方法について

「研究機関に所属していない研究者」の方は、以下の書類を作成し、システム運用担当宛に郵送してください。

【必要書類】

- ・「様式3-1 研究者登録申請書」(docx形式)
- ・本人確認用証明書のコピー（パスポート、運転免許証、健康保険証のコピーなど）

【登録手順】

1. 「様式3-1 研究者登録申請書」(docx形式) をダウンロードしてください。
※この様式は研究機関に所属していない研究者を登録するものです。研究機関に所属している研究者は、「研究機関に所属している研究者」をご覧ください。
※ docxファイルがzipファイルとしてダウンロードされる場合は、ダウンロード後に拡張子を.docxに変更してください。
2. システム利用規約(PDF形式) に同意の上、様式に必要事項を記入し押印してください。
(システム利用規約への押印および送付は必要ありません)
3. 必要書類をシステム運用宛に郵送してください。
(送付先) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）運用担当
4. システム運用担当においてシステムへの登録を行います。この際、必要に応じて内容の確認を行うことがあります。
5. 登録したメールアドレス宛にログインID、パスワードがシステムより送信されます。
6. 研究者の登録申請手続きは完了です。

■ 研究者の登録に関するお問い合わせ先

ヘルプデスク

電話番号 : 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間 : 午前9:00～午後6:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

[▲トップへ戻る▲](#)

▶ プライバシーポリシー ▶ サイトポリシー

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

[ホーム](#) > [研究機関向けページ](#) > システム利用に当たっての事前準備

I 研究機関向けページ

■ システム利用に当たっての事前準備

このページは、e-Radを利用するため、研究機関の事務担当者の方に行っていただく事前準備手続きについてお知らせするものです。担当者の方は、以下の内容に従って研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行ってください。

<事前準備の流れ>

1 事務代表者	研究機関の登録申請手続き <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関登録申請書等の様式、必要書類を郵送する。 詳細は、下記「研究機関の登録申請の手続きについて」をご覧ください。 ※すでに機関登録済みの機関で、申請内容に変更がある場合は、「研究機関の変更申請の手続きについて」をご覧ください。
------------	---



3 事務代表者	e-Radにログインする <ul style="list-style-type: none"> ・システムから送信されるログインID、パスワードを使用してログインします。
------------	---



4-1 事務代表者	研究機関の基本設定 <ul style="list-style-type: none"> ・部局コードの設定等、研究機関の基本設定を行ってください。 詳細は、事務代表者用操作マニュアル3.「研究機関情報管理」をご覧ください。
--------------	--

4-2 事務代表者	(事務分担者を置く場合) 事務分担者の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・e-Radで事務分担者の登録を行い、事務分担者のログインID、パスワードを発行します。 詳細は、事務代表者用操作マニュアル3.「研究機関情報管理」をご覧ください。
--------------	---

4-3 事務分担者	(事務分担者を置く場合) 事務分担者ログイン <ul style="list-style-type: none"> ・システムから配布されるログインID、パスワードを使用してログインします。
--------------	---

5 事務代表者 事務分担者	研究者の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・機関に所属している研究者の登録を行ってください。 詳細は、下記「研究者の登録について」をご覧ください。
---------------------	--

▶ e-Radへのログイン

- ▶ システム利用規約等(必読)
- ▶ システム利用に当たっての事前準備
- ▶ 各種様式のダウンロード
- ▶ 操作マニュアル
- ▶ 推奨動作環境
- ▶ システムのサービス時間
- ▶ 本システムで対象となる公募一覧

▶ Q A よくある質問と答え

研究機関の登録申請の手続きについて

研究機関の登録申請について

本システムの対象となる制度・事業に応募する、または委託を受け研究を行う、研究機関または研究者が所属する研究機関においては、事前に（システム利用時までに）研究機関の登録が完了していることが必須となります。

以下の内容に従って、研究機関の登録申請の手続きをお願いします。

※この登録手続きはシステムを利用するため必要な手続きです。各制度・事業によって応募できる研究機関等の範囲が異なりますので、応募資格等については、各制度・事業の公募要領等をご覧ください。

※本システムの対象となる制度・事業により研究を行っている研究機関または研究者が所属する研究機関、文部科学省科学研究費補助金の機関番号を有している研究機関は、必ず登録してください。

※海外の研究機関の登録には、応募しようとしている事業の配分機関を通しての申請が必要です。応募しようとしている事業の配分機関の担当者へご相談ください。

登録申請の対象となる研究機関について

研究機関の登録申請手続きが必要となる研究機関は、以下に該当するもののうち、本システムを利用して手続きを行おうとする研究機関、および<6>各制度・事業で指定された研究機関です。

- <1>府省内外局、国立試験研究機関、特殊法人及び独立行政法人
- <2>大学、高等専門学校、大学共同利用機関
- <3>地方公共団体、都道府県立試験研究機関
- <4>公益法人（財団法人、社団法人、その他）
- <5>民間企業
- <6>各制度・事業で指定された研究機関（例：文部科学省科学研究費補助金の機関番号を有している研究機関）

登録申請の時期について

各制度・事業が公募を開始する前までに手続きを行ってください。

なお、通常でもログインID、パスワードが発行されるまで1～2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合もあります。所属研究機関の登録申請後に研究者の登録を行う必要がありますので、余裕をもって申請を行って下さい。

登録申請の方法について

【必要書類】

- ・「様式1-1 研究機関登録申請書」
- ・**公益法人、民間企業等の場合** ※国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人は不要
機関の実在を証明する書類（法務局が発行する商業・法人登記における履歴事項全部証明書の原本）※コピー不可。発行後3ヶ月以内

【登録手順】

1. [「様式1-1 研究機関登録申請書」\(docx形式\)](#) をダウンロードしてください。
※ docxファイルがzipファイルとしてダウンロードされる場合は、ダウンロード後に拡張子を.docxに変更してください。
2. [システム利用規約\(PDF形式\)](#) に同意の上、様式に必要事項を記入し、機関代表者の印（学長印、社長印又は社印等）を押印してください。
※システム利用規約への押印および送付は必要ありません
3. 必要書類をシステム運用宛に郵送してください。

(送付先) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

運用担当

4. システム運用担当においてシステムへの登録を行います。この際、必要に応じて内容の確認を行うことがあります。
5. 研究機関の事務代表者メールアドレス宛にログインID、パスワードがシステムより送信されます。
6. 研究機関の登録申請手続きは完了です。
※（事務分担者がいる場合）事務代表者はシステムにログインし、事務分担者を登録してください。登録した事務分担者メールアドレス宛にログインID、パスワードがシステムより送信されます。

各研究機関にあっては、所属する研究者の登録が別途必要となりますので、「[研究者の登録について](#)」により登録を行うようお願いします。

研究者の登録について

研究者の登録について

本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究者番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

このため、本システムに登録された研究機関においては、所属する研究者の新規登録もしくは所属追加を行う必要があります。

以下の内容に従って、所属する研究者の登録をお願いします。

※この登録はシステムを利用するするために必要な手続きです。各制度・事業によって応募できる研究者の範囲が異なりますので、応募資格等については、各制度・事業の公募要領等をご覧ください。

※「研究者番号」とは、研究者に一意に付与される研究者固有の番号です。複数の研究機関に所属する研究者の場合、それぞれの機関での所属情報の登録が必要になりますが「研究者番号」はひとつになります。

登録の対象となる研究者について

研究機関に所属する研究者が対象となります。登録申請に当たっては以下の点に注意してください。

- 「研究者番号」を取得していない研究者は、本システムを利用することができます。適宜本システムへ研究者の登録を行ってください。
- 本システムの対象制度・事業ではあるが、システムによらずに応募等の手続きを行うものであっても、上記の基本情報を整備する必要から、応募等を行う研究者は「研究者番号」の取得が必要です。
- 研究分担者で本システムを利用しない場合であっても、「研究者番号」の取得は必要です。
- 退職、他機関への異動など所属する研究者の情報に変更が生じた場合は、その都度、本システムより所属情報の修正を行ってください。
- すでに研究者番号を取得している他機関から異動してきた研究者については、所属の追加登録を行ってください。

登録の時期について

各制度・事業が公募要領等において示す時期までに登録してください。

登録の方法について

登録手順については、[事務代表者・事務分担者用マニュアル「2.研究者情報管理」](#)を参照ください。

研究機関の名称、法人格の変更について

研究機関の名称および法人格が変更となった場合は、研究機関の変更申請が必要です。機関代表者、事務代表者の変更については申請の必要はありませんので、システムで適宜修正を行ってください（[事務代表者用操作マニュアル3.「研究機関情報管理」](#)参照）。

【必要書類】

1. 「様式1-2 所属研究機関変更申請書」
2. 変更内容を証明する書類
 - ・法人名、法人格変更に伴う変更の場合
→ 法務局が発行する商業・法人登記における履歴事項全部証明書の原本
※発行後3ヶ月以内であること
 - ・法人名以外の名称変更の場合
→ 組織図のコピー等、組織の変更内容がわかるもの

【変更手順】

1. [「様式1-2 研究機関変更申請書」](#) をダウンロードしてください。
※ docxファイルがzipファイルとしてダウンロードされる場合は、ダウンロード後に拡張子を.docxに変更してください。
2. **変更箇所**を記入し、機関代表者の印（学長印、社長印又は社印等）を押印してください。
3. 必要書類をシステム運用宛に郵送してください。

**(送付先) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）運用担当**

4. システム運用担当においてシステムへの修正登録を行います。この際、必要に応じて内容の確認を行うことがあります。
5. 研究機関の変更手続きは完了です。

■ 研究機関及び所属研究者の登録に関するお問い合わせ先

ヘルプデスク

電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）

受付時間：午前9:00～午後6:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

[▲トップへ戻る▲](#)

▶ プライバシーポリシー ▶ サイトポリシー

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology